

運動に協力下さい

六月十一日は入梅でこれから毎

昭和二十六年年度の

皆様の市民税は何程でしよう？

市民税算出の手引

地方税法の改正とこれに伴う大分市税賦課徴収条例の改正による市民税改正の要点は別掲の通りであります。尚詳しい説明を加えて皆様の市民税算出の手引と致しなく存じます

地方税法の改正とこれに伴う大分市税賦課徴収条例の改正による市民税改正の要点は別掲の通りであります。尚詳しい説明を加えて皆様の市民税算出の手引と致しなく存じます

市民税算出例

(一) 個人の均等割額
個人の均等割額は五百円です
が、均等割額を納める扶養親族二人以上を持つ者とその扶養親族、家事専従者は各々百七十円を五百円から引いた額となります

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

市民税を免除される者
と課税されない者
(一) 免除される者
(二) 学生、生徒
(三) 鉄道弘済会のような法人
(四) 罹災者や貧困者で市長が特別の事情があると認めたもの
(五) 非課税(一部非課税を含む)者

昭和二十六年年度 市税早わかり表

市税の種類	市税がかけられるもの	市税の額の出し方	納期
(1) 市民税	個人 市内に住所のある者	均等割十所得割=税額(別掲手引参照)	6・8・10・1月末
	個人 市内に住所なく市内に事務所、事業所、家屋敷のある者	均等割のみ……500円	6月末
	法人 市内に事務所、事業所のあるもの	均等割1800円+法人税額× $\frac{15}{100}$ =税額	均等割は6月末 所得割は申告の際
	法人 市内に事務所、事業所のある法人でない社団、財団で代表者又は管理人のあるもの	均等割のみ……1800円	6月末
(2) 固定資産税	土地 家屋(田畑を除く)	賃貸価格×900倍× $\frac{1.6}{100}$ =税額	4月
	田	〃 ×40倍×22.5倍× $\frac{1.6}{100}$ =税額	7月 末
	畑	〃 ×48倍×22.5倍× $\frac{1.6}{100}$ =税額	9月
	機械器具等(償却資産)	評価価格× $\frac{1.6}{100}$ ……=税額	12月
(3) 自轉車税	二輪車	臺数×年額200円……=税額	5月 末
(4) 荷車税	三輪車	〃 ×〃 400円……=〃	
	荷積牛馬車	〃 ×〃 800円……=〃	
	大車(荷積面積1.65平方米以上)	〃 ×〃 400円……=〃	
(5) 電気・ガス税	小車・リヤカー(〃未満)	〃 ×〃 200円……=〃	料金支拂の際
(6) 木材引取税	電気・ガス使用者	電気・ガス料金……× $\frac{10}{100}$ =税額	
(7) 広告税	立木の伐採後最初の引取者	素材価格……× $\frac{5}{100}$ =税額	引取の際
	広告主	広告料金……× $\frac{10}{100}$ =税額	年税は5月末 1時税は廣告の都度
	〃 ポスター	一個につき……10円	
	〃 チラシ	1000個につき……50円	
	〃 看板 立看板	1個につき……50円	
(8) 接客入税	〃 建植、野立看板	1坪につき……300円	
	藝伎、ダンサー、傭仲居女給、旅館の番頭女中等	1人1月につき……100円	毎月末

